

昭和45年7月10日発行

東頸城郡松代町公民館

沢 清

松代

印刷 松代印刷所

富

雷 話 外

次

1 番

町

利 用 は 七 月 日 ら

決定 きることに 方建か 善 カ 営フールが、ら希望され、 松 月 町民第 0 まし 十三日より 台 を強 た。 <u>ー</u> プ 完 この程 んことを、 成 杢 利 ル 、 大 た そ 字 松 用でと

予算議会にの増田設計 みたも 収が行なわ 度議会の議 このプ oのです R会にお 0 事務所に 決をみ、 の建設 その て 建 大野社 で、 一 十月に 経経過は、 設 0 議 来 年 塚 明 昨 町 年

その結 され に落札。 争入札によ した。 ō は四月八日 ただち っ ちに津行 市な 四月二十 この望月建設で なわれましたが 五社の指名が Ħ 着設た名

工事 -八日竣工式な較的天候に表 ました。 により利用 を打り いなものでし、う過装置六十 使用 か 日 え す **餐置六十六** イル本体 終に る画 ことにて す。 'n んた

料は九一年日、 もら 童て の料は ي ます 多数 ジ Ø **"** の者の立 することに Ħ 1、二十一 とで り午後四 来泳 ブ か なり を 日 ル で泳いで水学校児 半まで は氷入い 七月 ま 者た入い校かれて児 し た無間十

さい。 指導者が引率してくる様にして下

\mathbf{A} プ 決り はル 次の通りで の使用の お す ŧ なる

(二十三日より

設時

校以下 三、50時~1 但し 木 の児童は使用できません 元、00時 元、00時 一元、00時 回目 H のにみつ 開い 設 第四 第三 て 7: は 中毎回学週目 回回回 目

- **③** 用及び一般が団体で(団町立の学校が指導計画に 入場 きは 三十 遇 ださ 間 名以上 プ K 教ル 介委員会 使用許 を い団 (決 5 小めら に申請して 人二十円 使用(団 体とは よる使 する لح
- いますので、途上の日は定められ その 合は ます すと無料 す帯 0 ,。(但し学校教での時間が来たら出しますので、途中で・ 学校の指 特別 申請書 です) K な K らります .より許 導 や中で入れた時間 画 可に 育 て 計いらの K なる たれ中 画 の場だ てでも行 り場 ま合で間

脱着 物

ぐを

脱衣室

・プールへ入る時

……プールから出**る**時

発人さん 傷 体 σ 具合の こている人。下痢に経や連動障害の気持に病後経過の気 は だし 人。呼吸心臓病、 ▲人。 痢、 傷のあ短口人る時 人。 高 で 人日と 疾血の^(c) 患圧化外

をは脱き

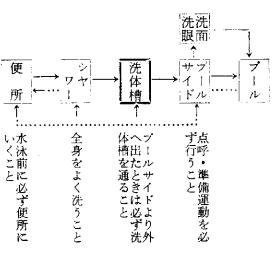
は水泳できませんので、の強い人。伝染性疾患の中耳炎などの人。鼻の病中耳炎などの人。鼻の病のある人。結膜炎、トラのある人。 **你をされる様お願.** 健康診断を受けら いれの しま 7 のル病 j) وم ら医 ある 丰 気 師 101 水の人性人マ

ラ

 \Rightarrow

Λ 民 プ ル 使 用 者 の 心 得

(<u>1</u>) 順序は次 必ず守っ 0 てください 図 の通りです の 7



什 料金をはらい、四 る受領 書

受

(裏面へ続く)

- 2 窓口で使用料金を支払 すぐくずかごに捨てる
- 3 貴重品はもってこない。
- 4 はき物を脱ぎ、足ふきマット で足の砂などをよくぬぐって
- (5) にいれる。 物は風呂敷に一 はき物は下駄箱へ、脱いだ着 括して更衣箱
- 6 鼻をよくかみ、 便所へ行く。
- 7 ように。 シヤワーには全身をよく洗 5
- 8 洗体槽に全身をよくひたす。
- 9 更衣室や便所、シヤワーはい つも清潔であるよう心がける
- **1**0 土足でプールサイドに上った 素足で土の上へ出ない。
- (1) 指定された水泳器具以外はプ ールに持ち込まない
- (12)泳をし 泳ぐ。 常時着用の肌着、 ない。 清潔な水泳着で
- (13) 髪の手入れをよくして、 女子は水泳帽を用意するか、 んと結んでおく。 きち
- **(14)** ってくる。 タオルやバスタオルを必ず持
- **(1**5) すわない。 たばこは管理室以外では絶対
- (16) で必ず準備体操

- を十分にする。
- (18) (17) できる限り仲間を組む。

所で眼をよく洗い

うがいし

水泳後は、点呼を受け、

- い人は、耳に水の入らな耳の悪い者、耳に水の入 特に注意して入ること。 耳に水の入らない い様ろり易
- 注意や指示に従うこと 必ず管理者及び責任者 0
- 19) れた部分から、ゆっくりぬら手、足、顔、頭など心臓に離 してから水に入る。
- 20 に注目し、注意をきくこと。 どんな時でも指導者や管理者 鈴などの合図があったら
- 21) たまね、 ざけをしないよう。 お互いの迷惑ですから、悪ふ 合い等) 大声を出す、 、 うづめ
- 0 プ | ら絶対にない様に鼻をかむ等は厳禁ですか ルの中で小便、 つば
- 22 ちこまない。 プールの中にはタオル等は持
- (23) 途中で便所へ行くときも、 便後、必ず洗体そうを通っ 帰ること。 て用
- 24 はその条件を心ず守る。医師の条件付きで水泳する者

- 尚万一事故者を発見した場合 てください。 耳の水をよくとり、 で体を洗ってから整理体操し シヤワ
- つ てください。 できるだけ早く次の処置をと
- 。 事故者をプール 理室に運び応急手当をするこ からあげ、管
- 0 ڮ 示に従って応急手当をするこ 医療機関へ連絡し、医師の指
- 所 (警察)、学校、家庭へ連教育委員会、松代町幹部派出 絡すること。
- と思います。 ですと交通事故がおこりやすいく歩いてください。自転車など、プールに来る時には、なるべ
- てもらうように。 必ず保護者か指導者について来 もありますから遠慮ください。 位づつ来ることは、万一の場合 は、子どもさんだけで二、三名 夏休み中の子どもさんの水泳